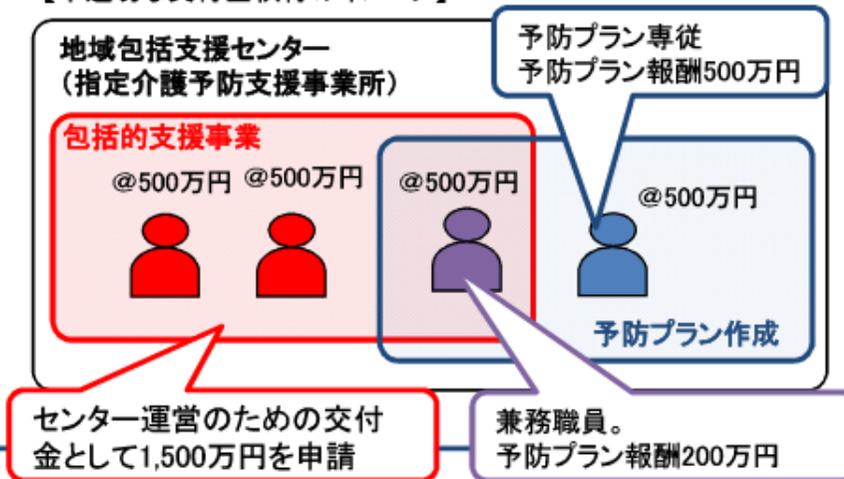


地域支援事業交付金の取扱

- 地域包括支援センターの運営費は、主に
  - ① 包括的支援事業費(総合相談支援等の実施)と、
  - ② 介護予防支援・第1号介護予防支援(予防プランの作成)の2つに関する収入が成り立っており、両者は予算上それぞれに分けて計上される必要がある。

【不適切な交付金執行のイメージ】



→ 実際の運営費2,000万円を超える2,200万円の収入となる。✕

会計検査院の意見表示

市町村に対して、…(略)…同業務の実施に要した経費に相当する額を交付金の対象経費から適切に控除するなど、交付額の算定を適正なものとするための具体的な算定方法を示し、周知するよう意見を表示する。

意見表示を踏まえた対応方針

- 地域包括支援センターの安定した運営を確保しつつ、介護予防支援費等と包括的支援事業に係る交付金の重複の解消を図る。
- 地域包括支援センターの運営費から介護予防支援等にかかる報酬額を控除した額を交付の基準とする。

(具体例)

	ケースA	ケースB	ケースC
センター運営費(A)	2,000万円	2,000万円	2,000万円
委託料(B)	1,500万円	1,000万円	1,500万円
予防プラン報酬(C)	700万円	700万円	300万円
交付の基準(A-C)(D)	1,300万円	1,300万円	1,700万円

備考

上記図の例で、検査院が問題とするケース。委託料は1,300万円となる。ただし、200万円についても個別事情を踏まえて、交付対象とする。(最長平成32年度まで。)

委託料と予防プラン報酬の合計がセンター運営費に達しないケース。現行の委託料が交付の基準内であるため、引き続き同額が交付となる。また、BとDの差額がセンター運営上、追加で必要な額として明確化される。

ケースAのセンターで予防プラン報酬が減少したケース。引き続き同額が交付となる。また、BとDの差額がセンター運営上、追加で必要な額として明確化される。

※「予防プラン報酬(C)」は、予防プランの作成を外委託している場合には、居宅介護支援事業所に対し支払った金額を控除した額

対応のスケジュール

- 地域支援事業交付金の交付要綱を改正し、平成29年度の交付金より上記の取扱を適用する。